

第 2 期

会津若松市重層的支援体制整備事業実施計画

(令和 8 年度～令和 13 年度)

令和 8 年 3 月

会 津 若 松 市

はじめに

少子高齢化、人口減少、未婚・晩婚化等により、家族や地域コミュニティの機能など社会環境が変化するなかで、社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号。以下「法」という。）が改正され、対象者の属性を問わない相談支援や多様な参加支援、地域づくりに向けた支援について、地域一体で実施することなどを柱とする重層的支援体制整備事業が、令和 3 年 4 月より国において制度化されました。

従来の社会保障制度においては、介護、障がい、子ども・子育て、生活困窮の各法に基づいて、それぞれの相談窓口や関係機関等により専門的な支援を充実させてきました。

しかしながら、いわゆる「8050問題」(※1)や「ダブルケア」(※2)、「ヤングケアラー」(※3)、「ひきこもり」(※4)など、複数の課題が複雑に絡み合っている世帯、既存の制度だけでは円滑な支援が難しいニーズが顕在化しています。

また、社会的な孤立を背景とし、様々な課題を抱えながら必要な支援が行き届かず、状況が深刻化する事例も増加傾向にあります。

このような状況を踏まえ、本市においては、国が定めた「重層的支援体制整備事業」を実施するため、令和 5 年度から移行準備事業を開始し、必須事業である「多機関協働事業」をはじめ、「アウトリーチ等を通じた継続的支援事業」、令和 6 年度からは「参加支援事業」に着手しました。

令和 7 年 3 月には、令和 7 年度会津若松市重層的支援体制整備事業実施計画（以下「第 1 期実施計画」という。）を策定し、第 1 期実施計画に基づき、同年 4 月から、重層的支援体制整備事業の本実施に移行しました。現在、各種団体、専門職、支援関係機関、地域住民等がこれまでの取組を推進するとともに、包括的な支援体制の構築を進めてきたところです。

また、相談・支援体制の充実した住民参画による地域づくりを推進し、「第 3 期会津若松市地域福祉計画・地域福祉活動計画（計画期間：令和 8 年度～13 年度）（以下「第 3 期地域福祉計画」という。）」に掲げる「地域福祉推進の基盤づくり」、「身近な地域で支え合える基盤づくり」、「安心して暮らせる基盤づくり」の基本目標の実現に向けて、地域福祉の推進に取り組んでまいります。

※1 8050問題

ひきこもり生活を続けるなどして、安定した収入がないまま 50 歳近くに達した子と 80 歳近くとなった親の世帯。養い続けていた親が年齢のため就労が困難となり、親なき後は周囲からの孤立・困窮に追い込まれるといった社会問題のこと。

※2 ダブルケア

若い世代が子育てと介護を同時に行うこと。

※3 ヤングケアラー

家族にケアを要する人がいる場合に、本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている子どものこと。

※4 ひきこもり

様々な要因の結果として社会参加を回避し、6 か月以上にわたって概ね家庭にとどまり続けている状態を指す現象

1 重層的支援体制整備事業の概要

(1) 国の重層的支援体制整備事業とは

国においては、社会福祉法を改正し、令和3年度に本事業を創設しました。背景として「8050問題」や「ヤングケアラー」などの複雑化・複合化した地域生活課題、制度の狭間により支援が難しい世帯など、これまでの介護、障がい、子ども・子育て、生活困窮の単独の福祉制度では円滑な相談・支援が困難なニーズに対応するものです。

市町村においては、既存の相談支援等の取組を活かしつつ、地域住民が抱える複雑化・複合化した地域生活課題に対応する包括的な支援体制を構築し、

○相談支援

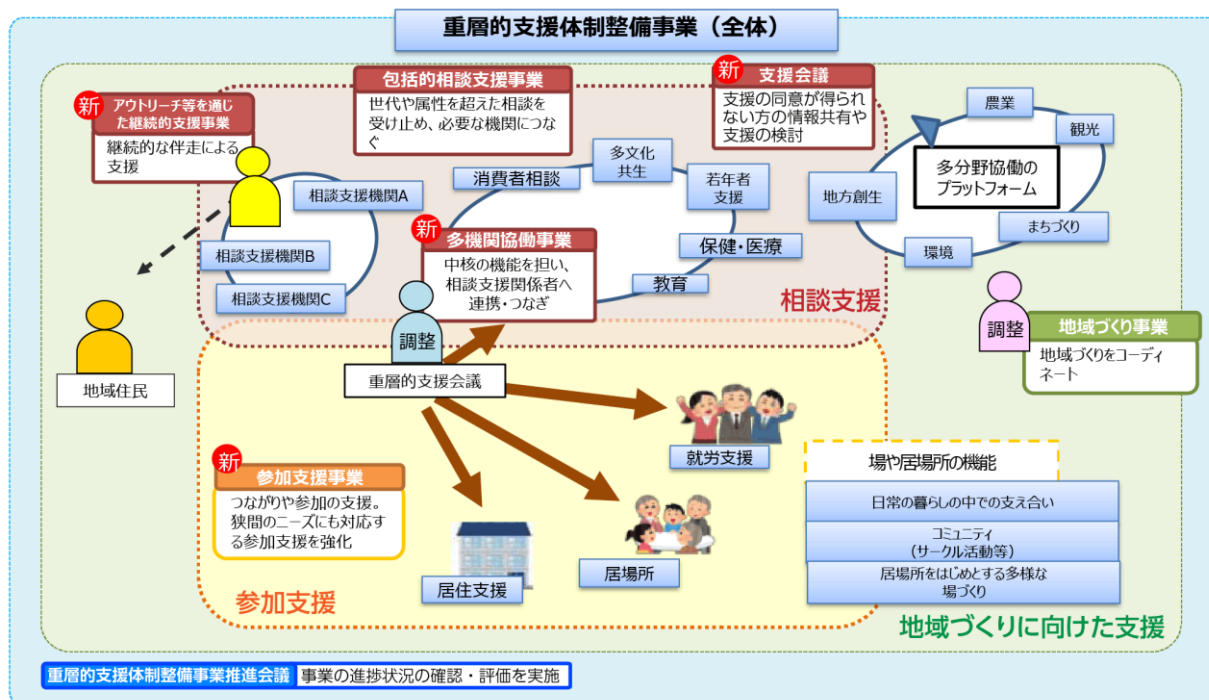
(属性を問わない相談支援、多機関協働による支援、アウトリーチ等を通じた継続的支援事業)

○参加支援

○地域づくりに向けた支援

を一体的に実施するものです。

【重層的支援体制整備事業の概要】～厚生労働省地域共生社会のポータルサイトより抜粋～



(2) 個別事業（必須事業）

国が示す「相談支援」、「参加支援」、「地域づくりに向けた支援」をより効果的に実施することで、地域住民の多様なニーズに応えていくために、本市においては、各福祉分野における既存の事業を①「包括的相談支援事業」、②「地域づくり事業」に位置づけ、新たに③「多機関協働事業」、④「アウトリーチ等を通じた継続的支援事業」、⑤「参加支援事業」に一体的に取り組むことで、相談支援体制を強化してまいります。

① 包括的相談支援事業

各相談窓口において、相談者の属性、世代、相談内容等に関わらず相談を幅広く受け止め、多機関の協働をコーディネートするなど支援機関全体で支援に取り組みます。

② 地域づくり事業

世代や属性を超えて交流できる多様な場や居場所の確保、多分野のプラットフォーム形成などを通じて、交流・参加・学びの機会を生み出すためのコーディネートなどを行います。これにより、地域福祉活動の活性化や多様な活動が生まれやすい環境整備を進めます。

③ 多機関協働事業

単独の支援機関では対応が難しい複雑化・複合化した地域生活課題に対応するため、支援機関等の役割分担や支援の方向性を調整し、課題解決に向けて一体的、包括的な支援体制を構築できるように支援します。

④ アウトリーチ等を通じた継続的支援事業

複雑化・複合化した地域生活課題を抱えながらも支援が届いていない潜在的な要支援者の支援に向けて、地域や支援機関等との連携による状況を把握し、信頼関係の構築を図りながら支援します。

⑤ 参加支援事業

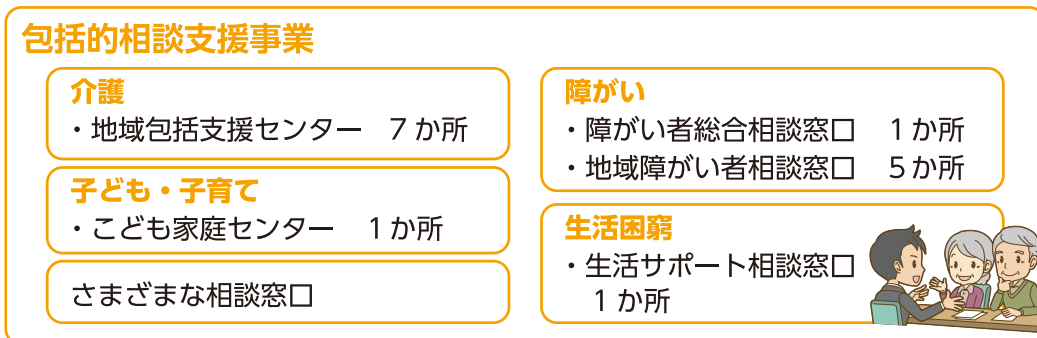
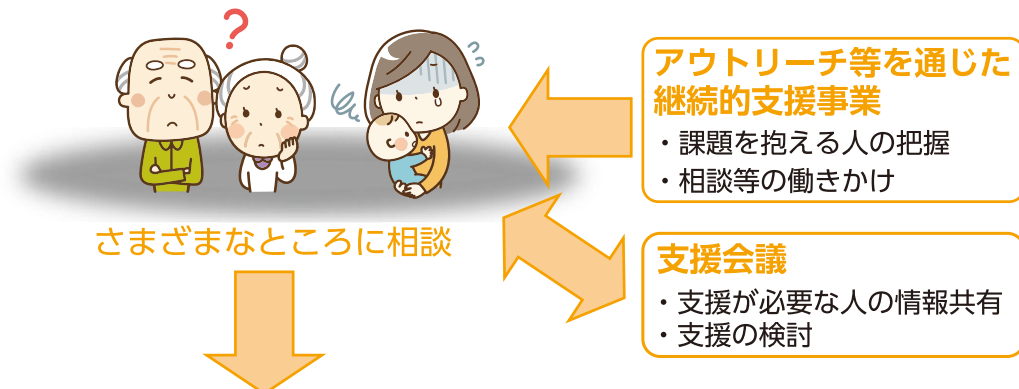
既存の社会参加に向けた事業では対応できない地域生活課題を抱えた方を対象に、地域の社会資源や支援メニューとのマッチングを行うなど、社会とのつながりづくりに向けた支援に取り組めます。

【従来の相談支援体制と重層的支援体制の比較】



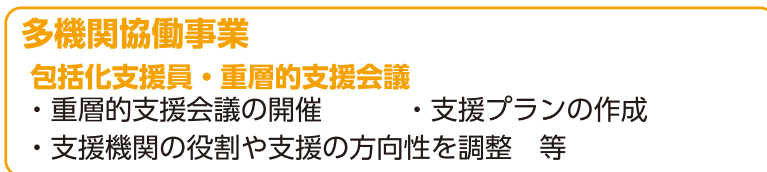
【重層的支援体制整備事業全体図】

さまざまな地域生活課題を抱える人たち



単独の相談支援機関では、効果的な支援が困難な複雑化・複合化したケース

相談支援機関において対応できるケース



2 第2期重層的支援体制整備事業実施計画策定の趣旨

(1) 計画の位置づけ

この計画は、法第106条の5第1項に規定する「重層的支援体制整備事業実施計画」として、重層的支援体制整備事業を適切かつ効果的に実施するため、事業の提供体制、実施内容等を定めるものです。また、福祉分野における上位計画である、「第3期地域福祉計画」との整合性を図ります。

(2) 計画期間

「第3期地域福祉計画」の計画期間に合わせ、令和8年度～令和13年度の6年間とします。

(3) 策定方法

第1期実施計画の進行管理、検証を行う、「会津若松市重層的支援体制整備事業推進会議」での検討内容を踏まえ、市で策定します。

3 本市における現状

本市においては、人口減少が進むとともに、地域住民の高齢化等による地域の行事の減少と相まって、地域での結びつきが以前よりも希薄化しており、地域を支えていく人材の不足が課題となっています。これにより、支援が必要な相談者・世帯の情報共有のあり方や、地区における連絡体制の必要性への意見が寄せられています。

さらに、これまで寄せられた相談内容には、介護、障がい、子ども・子育て、生活困窮に関する支援にとどまらず、コロナ禍による経済的な問題、福祉サービスの制限や縮小の影響、加えて、近年の物価高騰による消費生活相談などが含まれています。これらの要因が家庭の経済的困窮や社会的孤立等と複雑に絡み合い、世帯内で支えている方が精神的に疲弊している状況も見受けられます。

このような状況からも、既存のサービスに加え、地域包括支援センター、障がい者総合相談窓口、こども家庭センター、生活サポート相談窓口などの相談支援機関等のさらなる連携とともに、地域の様々な資源を効果的に結び付けていくことが必要とされています。

4 重層的支援体制整備事業に関する基本方針

「第3期地域福祉計画」の基本理念である「誰もが安心して暮らせるよう地域で支え合うあいづわかまつ」のもとで、介護、障がい、子ども・子育ての分野において次の計画を策定し、それぞれ基本理念・基本目標を定めています。

本市の重層的支援体制整備事業は、新たに事業推進のための組織等を整備するのではなく、支援機関等が既存の取組を活用して、属性を問わない相談体制を整備することとしています。実施体制は、既存の各分野の拠点の機能を変更せず、関係する支援機関が連携を図ることを基本とする「基本型」とします。

また、横断的に分野ごとの理念・目標との整合性を図りながら、普段の生活の中においてお互いさまの気持ちで地域の人がつながる「地域共生社会の実現」に向けて、相談・支援体制の充実した地域づくりや、住民参画による地域づくりなど目指します。

○「会津若松市高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画」

(計画期間：令和6年度～8年度)

- ・基本理念 年齢を重ねても誰もがいきいきと暮らせる地域社会の実現
- ・基本目標 地域包括ケアシステムの推進・深化により、住み慣れた地域で誰もが自分らしく暮らせる社会の実現を目指します。

○「第4次会津若松市障がい者計画・第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画」

(計画期間：令和6年度～11年度)

- ・基本理念 障がいのある人もない人もお互いに人格と個性を尊重し合い、人として尊厳が守られ、共に生きることのできる地域社会の実現
- ・基本目標 地域全体で合理的配慮の推進に取り組むまち
ライフステージに応じた適切な支援が受けられるまち
自らの生き方を主体的に選択し、自己実現ができるまち
誰もが安心して暮らすことができるまち

○「会津若松市こども計画」

(計画期間：令和7年度～11年度)

- ・基本理念 みんなで育み、笑顔が満ちあふれた「こども・若者」が育つまち あいづわかまつ
- ・基本目標 ライフステージを通じた重要事項の推進
ライフステージ別の重要事項の推進
子育て当事者への支援に関する重要事項の推進

5 重点的に取り組む事項

令和5年度に実施した「地域福祉実態調査アンケート」において、課題を持つ方が行政や専門機関等に相談したいものの、相談につながっていない方の割合が高いことが明らかになりました。

また、ひきこもりの状態は外部からは把握しにくく、社会復帰に向けては、複数の支援機関が連携した継続的な支援が重要となります。

このような状況等を踏まえ、重層的支援体制整備事業においては「断らない相談支援と伴走型支援」及び「ひきこもりに対する支援」について、重点的な事業として取り組みます。

(1) 断らない相談支援と伴走型支援

庁内外の相談窓口では、相談者の属性、世代、相談内容等にかかわらず相談を幅広く受け止め、断らない相談支援を実施します。そのためには、日ごろから相談のニーズを分析し、相談受付体制の充実を図るとともに、介護、障がい、子ども・子育て、生活困窮の福祉の4分野だけにとどまらない、消費生活相談や行政相談等との情報共有が必要です。

これまでは、分野ごとに研修や情報交換会をはじめ、事例の検討などを通して専門性等の向上に取り組んできましたが、重層的支援体制整備事業においては、複雑化・複合化した地域生活課題の解決に向けて、市が多機関協働事業者として、福祉の分野だけにとどまらない、分野横断的な研修等の機会の提供に努めます。

また、制度やサービスによる解決が困難な場合でも、継続的につながりを持ち続けることで、課題を整理し、本人の生きる力を引き出していく伴走型支援を行います。

(2) ひきこもりに対する支援

平成 30 年度から会津若松市ひきこもり支援連携会議を開催し、福島県会津保健福祉事務所などの関係機関と連携しながら、ひきこもり状態にある方やその家族の支援に取り組んでいます。

社会問題化しているひきこもりに対する相談支援については、毎年度一定数の相談が寄せられており、早期支援の必要性が高まっていることから、引き続き重点的に取り組めます。

具体的には、本人や家族等からの相談を起点に、それぞれの状況を踏まえた関係性を築くことが重要です。本人の状態や希望に応じた社会資源の情報提供を行い、「アウトリーチ等を通じた継続的支援事業」及び「参加支援事業」の事業者と連携を図り、医療や福祉サービス等の支援につなげます。

また、ひきこもりに関する理解を深めることや家族同士の交流の機会の提供等についても、関係機関と連携し、引き続き取り組めます。

6 重層的支援体制整備事業の実施内容

(1) 包括的相談支援事業（法第 106 条の 4 第 2 項第 1 号）

「第 1 期実施計画」において目標に位置づけた地域福祉の推進と、「第 3 期地域福祉計画」の基本目標に位置付けた「安心して暮らせる基盤づくり」を実現するため、引き続き相談・支援体制の充実した包括的相談支援事業に取り組めます。

包括的相談支援事業においては、介護、障がい、子ども・子育て、生活困窮の各分野の包括的相談支援実施者が、相談者の属性や世代、相談内容にかかわらず相談を受け止め、本人に寄り添いながら、抱える課題の解決に向けた支援を行います。そのためには、相談のニーズや相談受付体制の課題を分析し、消費生活相談、行政相談等の福祉分野以外との情報共有に努めます。

また、相談支援実施者のみでは対応が困難な場合には、他の支援機関等と連携を図りながら対応するほか、多機関協働事業者（市地域福祉課）につなぎます。

○「第 3 期会津若松市地域福祉計画」

基本理念 誰もが安心して暮らせるよう地域で支え合うあいづわかまつ

基本目標 3 安心して暮らせる基盤づくり

基本施策 3-2 包括的に受け止める支援体制づくり

課題を抱える方の相談支援機関へのつなぎ、断らない相談窓口、分野横断的な支援に取り組めます。

〈国が求める包括的相談支援事業〉

- ▶ 属性や世代を問わず包括的に相談を受け止める。
- ▶ 支援機関のネットワークで対応する。
- ▶ 複雑化・複合化した地域生活課題については適切に多機関協働事業につなぐ。

ア 地域包括支援センター運営事業（介護）：委託

介護保険法（平成9年法律第123号）に基づき、高齢者が住み慣れた地域で生活が続けられるよう、介護保険やその他の福祉サービスを適切に利用するために、社会福祉士、保健師、主任介護支援専門員等の専門スタッフが、総合的な相談や権利擁護、介護予防のケアプラン作成等の支援を行います。

〈毎年度の目標値〉（高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画より）

- ▽ 地域ケア会議開催回数 50回/年
- ▽ 多職種連携推進研修会開催目標回数 30回/年

名 称	所 在 地
若松第1地域包括支援センター	東千石一丁目2番13号 (医療生協診療所内)
若松第2地域包括支援センター	本町1番1号(山鹿クリニック内)
若松第3地域包括支援センター	門田町大字黒岩字五百山丙459番地の3 (会津長寿園内)
若松第4地域包括支援センター	神指町大字北四合字伊丹堂55番地の1 (会津みどりホーム内)
若松第5地域包括支援センター	白虎一丁目4番地の2
北会津地域包括支援センター	北会津町東小松字南古川12番地 (美野里内)
河東地域包括支援センター	河東町郡山字中子山22番地 (桜河苑内)

イ 相談支援事業（障がい）：委託

障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）に基づき、障がい者等からの相談に応じ、必要な情報の提供、助言等の支援を行います。また、障がい者虐待の防止及びその早期発見のための関係機関との連絡調整等を行い、対象者の権利擁護を目的とした支援を提供します。

〈毎年度の目標値〉（第4次障がい者計画・第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画より）

- ▽ 地域の相談支援事業所に対する訪問等による専門的な指導・助言件数 85件/年
- ▽ 地域の相談支援事業所の人材育成の支援件数 32件/年
- ▽ 地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数 47件/年
- ▽ 個別事例の支援内容の検証の実施回数 12件/年
- ▽ 基幹相談支援センターにおける主任相談支援専門員の配置数 3人/年

名 称	所 在 地
障がい者総合相談窓口 (基幹相談支援センター)	栄町 5 番 17 号 (栄町第二庁舎内) (※)
第 1 地域障がい者相談窓口	白虎一丁目 4 番地の 2
第 2 地域障がい者相談窓口	本町 1 番 1 号 (山鹿クリニック内)
第 3 地域障がい者相談窓口	門田町大字日吉字笹籬田 19 番地 (グループホーム希星内)
第 5 地域障がい者相談窓口	白虎一丁目 4 番地の 2
北会津地域障がい者相談窓口	北会津町東小松 2335 番地 (会津西病院メンタルケア棟内)

※ 令和 8 年 4 月までは、一箕町大字鶴賀字下柳原 88 番地の 4 (パオパオ内)

ウ 利用者支援事業 (子ども・子育て) : 直営

児童福祉法 (昭和 22 年法律第 164 号) に基づき、妊産婦、子育て世帯、子どもに対して、できる限り妊産婦、こどもや保護者の意見や希望を踏まえて関係機関のコーディネートを行い、必要なサービスにつなげます。

また、妊娠、出産からの母子保健と子育て期の児童福祉の双方の支援を一体的に提供し、切れ目のない相談支援に取り組みます。

名 称	所 在 地
こども家庭センター	東栄町 3 番 46 号

エ 自立相談支援事業 (生活困窮) : 直営

生活困窮者自立支援法 (平成 25 年法律第 105 号) に基づき、生活に困窮される方が抱える複雑化・複合化した地域生活課題に対して、本人や家族、関係者からの相談に応じて、必要な情報提供及び助言並びに関係機関とコーディネートを行うとともに、支援に向けた計画の作成等を通じて自立の促進を図ります。

また、自立就労支援員による就労支援、家計改善支援員による家計の立て直しの支援や関係機関とのネットワークづくりに取り組みます。

名 称	所 在 地
生活サポート相談窓口	東栄町 3 番 46 号

(2) 地域づくり事業 (法第 106 条の 4 第 2 項第 3 号)

「第 3 期地域福祉計画」の基本目標に位置付けた「身近な地域で支え合える基盤づくり」を実現するため、血縁、地縁、社縁などの共同体機能が脆弱化するなか、人と人、人と居場所がつながり支え合う取組の環境を醸成します。これにより、広く地域住民とのかかわりや地域における交流の場・居場所の確保を進め、地域社会からの孤立を防ぎます。

また、地域づくりに関する施策については、市民協働、地域振興、産業振興、環境、防犯・防災

孤立・孤独等の福祉分野以外とも幅広く情報の共有に努め、地域づくりに関する課題を分析し、解決策を検討していきます。

○『第3期会津若松市地域福祉計画』

基本目標2 身近な地域で支え合える基盤づくり

基本施策2-1 孤立を生まない地域づくり

孤立を生まないつながりづくりやお互いを尊重し合える環境づくりなど、身近な地域で支え合える基盤づくりに取り組みます。

基本施策2-2 つながりの得られる居場所づくり

交流の場の創出・参加、空き家の利用促進、集会所整備の支援、公共施設の利用促進、交流の場の創出支援に取り組みます。

〈国が求める地域づくり事業〉

- ▶ 世代や属性を超えて交流できる場や居場所を整備する。
- ▶ 交流・参加・学びの機会を生み出すために個別の活動や人をコーディネートする。
- ▶ 地域のプラットフォームの形成や地域における活動の活性化を図る。

ア 地域介護予防活動支援事業（介護）：直営

介護保険法に基づいて実施する介護予防教室に加えて、地域サロンや老人クラブ等の地域住民主体の通いの場にリハビリテーション専門職等を講師として派遣し、いきいき百歳体操の指導や体力測定などを行います。これにより、参加者が継続して介護予防に取り組む意欲の向上を目指します。

また、地域における介護予防の場としての地域サロン等の設立やその運営を支援するとともに、市民サポーターの育成を図ります。

〈毎年度の目標値〉（高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画より）

- ▽ 介護予防教室開催目標回数 650回/年
- ▽ いきいき百歳体操に取り組む団体目標数 90団体

イ 生活支援体制整備事業（介護）：一部委託

介護保険法に基づき、単身や夫婦のみの高齢者世帯や認知症の高齢者が増加するなか、NPO法人、社会福祉法人、町内会、民生委員・児童委員等の生活支援サービスを担う事業主体と連携しながら、多様な日常生活上の支援体制の充実・強化及び高齢者の社会参加を一体的に推進します。その一環として、生活支援コーディネーター（全市担当2名、各地区担当7名）を配置し、地域における高齢者の生活支援に関する支え合い活動等の充実を目指します。

ウ 地域活動支援センター機能強化事業（障がい）：委託

障害者総合支援法に基づき、障がい者等に対して、通いで創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等の支援を行い、障がい者等の地域生活支援の促進を図ります。

名 称	所 在 地
地域活動支援センタージョイ	山鹿町4番53号

〈毎年度の目標値〉（第4次障がい者計画・第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画より）

- ▽ 実利用者数 34人/年
- ▽ 延べ利用回数 3,300回/年

エ 地域子育て支援拠点事業（子ども・子育て）：委託（一部直営）

子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）に基づき、少子化や核家族の進行、地域社会の変化など、子育てを取り巻く環境が変化するなかで、子育てにおける孤独感や不安感に対応するため、地域において、子育て親子の交流を促進する拠点を設置するなど、地域の子育て機能の充実、子育て中の不安解消、子どもの健やかな育ちを支援します。

名 称	所 在 地
若松第一保育園	日新町16番36号
若松第三保育園	城前9番6号
のぞみ保育園	中町3番20号
つるが保育園	居合町8番48号
会津報徳保育園	材木町一丁目3番15号
門田報徳保育園（※1）	門田町大字中野字屋敷191番地の3
面川報徳保育園	門田町大字面川字館堀74番地
すくすく園	東千石二丁目4番15号
中央保育所（※2）	花春町2番1号
広田保育所（※2）	河東町広田字横堀15番地
みなみ若葉こども園	門田町大字日吉字小金井63番地
認定こども園会津若葉幼稚園	湯川町3番74号
菅原若葉こども園	柳原町四丁目5番20号
会津慈光こども園	宝町2番16号
慈光第二こども園	東年貢二丁目7番3号
認定こども園子どもの森	一箕町大字亀賀字北柳原42番地の1
認定こども園榎の木	千石町8番16号
認定こども園北会津こどもの村幼保園	北会津町中荒井字山道4番地の1
認定こども園若松第一幼稚園	中央一丁目1番5号
認定こども園若松第二幼稚園星の子ランド	日新町8番26号
認定こども園若松第三幼稚園	湯川町3番53号
認定こども園こぼとらんど	町北町大字上荒久字田石尻107番地
とうみょう子ども園	大町二丁目1番45号
南町こども園	南花畑2番7号
どんぐり山こども園	門田町大字黒岩字大坪68番地の1
ザベリオ学園こども園	西栄町1番52号
やまがみらいこども園	山鹿町4番37号

あいづ博愛こども園	本町 8 番 40 号
幼保連携型認定こども園こぼうしこども園	滝沢町 4 番 26 号
若松聖愛幼稚園	馬場町 3 番 8 号
アイアイプラス	一箕町大字亀賀字北柳原 45 番地の 1
木育広場もくれん	町北町大字上荒久田字石尻 216 番地
幼保連携型認定こども園リトルスターこども園	インター西 68 番地

※1 は休止中、※2 は直営

オ 生活困窮者支援等のための地域づくり事業（生活困窮）：直営

「第 3 期地域福祉計画」を踏まえ、地域の福祉ニーズや地域生活課題、それらに対応する社会資源の状況などの把握に努めます。地域社会からの孤立を防ぐとともに、地域において住民同士が出会い、参加できる場や居場所の確保を進めます。また、多様な方々への理解と配慮をもって、それぞれが活躍できる機会や役割を生み出せるよう支援します。

また、生活困窮者を支援する団体等との連携を進めるとともに、地域福祉を考えるフォーラムの開催、民生委員・児童委員や地域住民による研修会開催への支援等を通じて、地域福祉の理解向上に取り組みます。

〈毎年度の目標〉

- ▽ 地域福祉を考えるフォーラムの開催や地域住民による研修会の開催支援

(3) 多機関協働事業（法第 106 条の 4 第 2 項第 5 号）：直営

多機関協働事業者である市は、単独の支援機関では対応が難しい複雑化・複合化した地域生活課題を持つケースの調整役を担い、関係する支援機関の役割分担や方向性を定め、支援プランの策定などの取組を進めます。また、支援の進捗状況を把握し、必要に応じて相談支援機関に助言を行うなど、包括的な支援体制を構築できるよう支援します。

加えて、支援者の資質向上、地域共生社会の理念の理解と意識を高めるため、研修会を実施するなど人材育成にも努めます。

包括的相談支援事業においては、介護、障がい、子ども・子育て、生活困窮の各分野の相談窓口において、属性にかかわらず受け止めますが、福祉 4 分野以外の様々な相談等も寄せられていることから、これらの情報を共有するための会議を開催します。

また、地域づくり事業においても、福祉 4 分野以外の市民協働、地域振興、産業振興、教育、環境、防犯・防災、孤立・孤独等の施策の課題を共有し、地域活動に生かすことが求められており、全体像の把握とその解決に向けた具体的な活動につながるよう、情報共有会議を開催します。

〈国が求める多機関協働事業〉

- ▶ 市町村全体で包括的な相談支援体制を構築する。
- ▶ 重層的支援体制整備事業の中核を担う役割を果たす。
- ▶ 支援機関等の役割分担を図る。

〈毎年度の目標〉

- ▽ 包括的相談支援事業者及び地域づくり事業者と多機関協働事業者との情報共有会議の開催（福祉 4 分野以外を含む。）

▽ 支援機関担当職員等の意識を高めるための研修会の実施

(4) アウトリーチ等を通じた継続的支援事業（法第 106 条の 4 第 2 項第 4 号）：委託

複雑化・複合化した地域生活課題を抱えながらも支援が届いていない方や、潜在的なニーズを抱える方の状況を把握し、本人に対して丁寧な働きかけを行い、信頼関係の構築を目指します。

情報の収集に当たっては、地域ケア会議を始めとした、支援関係機関及び地域の関係者との連携とともに、スマートフォンで気軽に相談できる「あいまるLINE」も活用しながら、支援の受入れに向けて、家庭訪問等を実施します。また、多機関協働事業者が開催する情報共有会議にも参加します。

なお、長期にわたりひきこもりの状態にあるなど、本人との信頼関係の構築を図ることが困難かつ時間を要することが想定される場合には、支援会議での情報共有を図るなど、支援に向けた取組を行います。

〈国が求めるアウトリーチ等を通じた継続的支援事業〉

- ▶ 支援が届いていない方に支援を届ける。
- ▶ 会議や関係機関とのネットワークの中から潜在的な相談者を把握する。
- ▶ 本人との信頼関係の構築に向けた支援に力点を置く。

〈毎年度の目標〉

▽ 家庭訪問等の回数増加などによるアウトリーチの強化

(5) 参加支援事業（法第 106 条の 4 第 2 項第 2 号）：一部委託

各分野で行われている既存の社会参加に向けた支援では対応できないニーズに対応するため、地域の社会資源などを活用して、社会とのつながりづくりに向けた支援を行います。

また、利用者のニーズや課題などを丁寧に把握し、本人と支援メニューのマッチングを行います。

加えて、新たな社会資源の発掘や、既存の社会資源への働きかけを行い、支援メニューの拡充を図ります。

さらに、本人と支援メニューをマッチングした後は、本人の状態や希望に沿った支援が実施できているかフォローアップを行うとともに、受入先の悩みや課題にも寄り添い、困難が生じている場合にはサポートをします。

〈国が求める参加支援事業〉

- ▶ 社会とのつながりをつくるための支援を行う。
- ▶ 利用者のニーズを踏まえた丁寧なマッチングやメニューを作成する。
- ▶ 本人への定着支援と受入先の支援を行う。

〈毎年度の目標〉

▽ 社会とのつながりづくりに向けた社会資源の充実

7 各種会議

(1) 重層的支援会議

重層的支援会議は、多機関協働事業者である市が主催し、会津若松市重層的支援会議設置要綱に基づいて開催します。

この会議では、地域福祉課に配置した包括化支援員がコーディネーターとなり、本人から同意が得られたケースについて、支援プランの適切性の協議、支援の方向性の共有、各支援機関の役割分担、支援プラン終結時の評価、社会資源の充足状況の把握と開発に向けた検討を行います。

この会議は、複雑化・複合化した地域生活課題に対する相談や支援を目的としており、相談内容等に応じて医療や法律的な支援や助言が必要な場合は、専門的な立場から参加を求めます。

これまでの重層的支援体制整備事業（移行準備事業期間（令和5年度・6年度）を含む。）においては、本人が相談を寄せた支援機関や利用している事業所、通院する医療機関、学校、相談窓口、民生委員・児童委員、司法書士、警察等の関係者が重層的支援会議に出席し、課題の整理を行いながら、専門的かつ多角的な視点から様々な支援を実施してきました。（※）

毎年度、複雑化・複合化した地域生活課題を抱える世帯の見込み数を把握しながら適切に会議を開催し、世帯の状況に応じて支援の進行管理を行います。

※ 想定されるケース事例

世帯構成	課題等	支援等
本人（40代） 両親（80代） 子（20代）	世帯：生活困窮、屋内の衛生状態が悪い 本人：障がい疑われるが、支援機関につながらず受診もなし 親への暴言、支援機関への過度の苦情 両親：要介護状態だが介護サービス利用なし 子：障がいがあり就労継続せず	・障がい者支援機関へのつなぎ ・医療機関への受診勧奨 ・介護サービス利用支援 ・就労支援 など
本人（60代） 子（30代）	世帯：生活困窮、転居の必要あり 本人：体調不良だが、医療機関の受診なし 子：無職・無収入 精神疾患があり、親への暴言や経済的虐待あり	・生活サポート相談窓口の支援 ・医療機関への受診勧奨 ・金銭管理の支援 ・虐待対応 ・居住の確保 など
本人（50代） 子（20代） 子（20代） 母親（80代）	世帯：年金収入、稼働収入があるが、不明な支出が多く借金等のため生活困窮 本人：求職中だが、就労につながらず 子：障がいがあり、障害基礎年金を受給中 子：障がいがあるが就労継続中 母親：遺族年金受給中。介護サービスの利用無し	・生活サポート相談窓口での就労支援 ・消費生活センターでの相談 ・障害者就業・生活支援センターとの連携 ・地域包括支援センターとの情報共有 など

(2) 支援会議

支援会議は、多機関協働事業者が主催し、会津若松市重層的支援体制整備事業支援会議設置要綱に基づいて開催します。

相談者に係る個人情報等を関係する支援機関等が共有する際には、相談者本人の同意を得て行うことが原則となります。しかしながら、本人の同意が得られない場合であっても情報共有が必要と考えられる事案や、早期に支援体制の検討を進める必要があると考えられる事例が少なくありません。

自ら支援を求めることが困難な方や支援が必要な状況にあるにもかかわらず、支援が届いていない方へ、支援体制の検討を迅速かつ円滑に行えるよう、必要に応じて支援会議を開催します。

支援会議では、法第 106 条の 6 の規定に基づいて、会議の構成員に守秘義務を課すことで、相談者や世帯の情報共有が可能となります。

(3) 重層的支援体制整備事業推進会議

重層的支援体制整備事業推進会議は、多機関協働事業者が主催し、会津若松市重層的支援体制整備事業推進会議設置要綱に基づいて開催します。

この会議は、庁内関係課長と相談支援機関等から推薦を受けた者等で構成されます。

この会議では、重層的支援体制整備事業の取組について報告し、評価・検証を行うことで、計画の的確な進行管理を行います。

また、多機関協働事業、アウトリーチ等を通じた継続的支援事業、参加支援事業の毎年度の目標と実績、情報共有会議における現状と課題について、報告します。

なお、重層的支援体制整備事業の評価・検証において、目標等の変更が必要なときは、計画期間にかかわらず、推進会議の協議を経て、計画の見直しを適宜行います。